

行政書士会北海道 ADR センターからのお知らせ

北海道行政書士会会員の皆様へ

コロナ禍の影響を受けて、当センターにお寄せいただく相談や ADR 申し込みはこの数年減少傾向にありましたが、今年度に入って問い合わせも増加しており、つい先日正式な申し込みを 1 件お受けしたところです。今後とも増加していくものと見込んでおり、調停人候補者の皆様に活躍していただく場面が多くなるものと期待しているところです。

また、このコロナ禍での調停の在り方として ODR（インターネットを使う調停）が注目されており、法務省もこの仕組みを日本で根付かせたいとの意向が強くあります。

特に広域の北海道では、調停・相談機関に出掛ける為の金銭的・労力・移動時間での負担もあり、問題解決を諦める市民も多々存在するであろうと思料致します。また、今後とも増加が予想される外国人技能実習生・特定技能での在留者の職場環境・習慣等に関する紛争でも、この ODR の仕組みは簡便で有益な解決手段と思われます。

当センターでは ODR 実施に向けて、関係規定の必要な見直しを図るとともに、パソコン等周辺機器を整備するなど、全道展開に向けた準備を進めてまいります。

最後にお知らせですが、11 月 18 日から 3 日間、当センターの協力のもとで、中央研修所の ADR 調停人候補者養成研修・調停技能研修(中級編)が開催されますので、会員の皆様の奮ってのご参加をお待ち申し上げます。

なお、初級編等を受講された方は勿論、ADR 研修を受講されていない会員の方でも中級からの受講も可能なようにフレキシブルな研修が企画されております。

また、研修参加により、様々な視点と高いスキルをお持ちの全道各地の会員の皆様との業務上での深い交流期待できますこと申し添えます。

行政書士会北海道 ADR センター長 河上隆